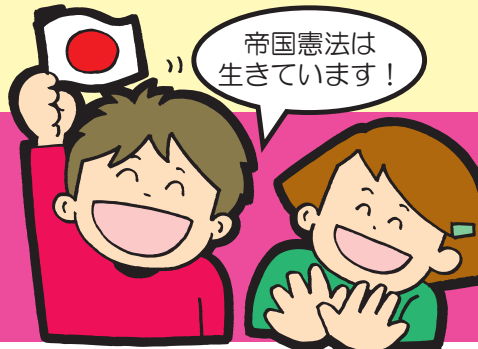


日本再生への提言

帝国憲法第8条「天皇は公共の安全を保持し又はその災厄を避けるため緊急の必要により…法律に代わるべき勅令を発す。」(緊急勅令)とあり、私たちは、平成23年3月16日の天皇陛下の「おことば」を関東大震災のときにも渙発された緊急勅令と受け止めます。



歴史的事実として今も現存している帝国憲法の現存確認を実施し未曾有の危機に即！対応できる土台を早急に整える時です。

1 脱!!原発

土台作り

紛争の原因となる有限資源に頼らず世界各国が継続して永久的に安定供給可能となる自主エネルギーの実現!土壌や水などから核転換技術を応用したエネルギー開発に国を挙げて取り組む。それに行き着くまでの過渡的な方策として、尖閣諸島の海底に眠る地下資源よって日本の復興を図り、エネルギー輸出国となって平和な世界を建設する。そのため直ちに尖閣の開発を行う。

2 自給率100%へ

土台作り

化学肥料や化学農薬に頼らない家庭単位での自給率促進。まず生ゴミから堆肥をつくり家庭単位での小さな循環型を作る。国は今こそ!農家を絶対護らねばならない。国防とは「食糧と自主エネルギー」である。

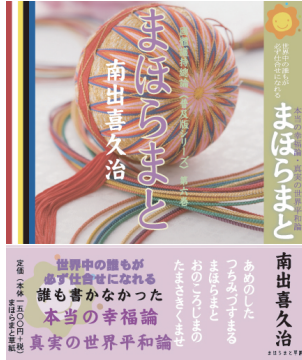
3 さらば賭博経済

土台作り

経済とは「経世済民」という意味です。今こそ!日本が率先して世界ギャンブル経済を終焉させる。自立再生社会の建設を目的とした無限小方向への内需拡大で日本経済は必ず復興します。東北・東日本を絶対応援しましょう!

偏見・先入観を捨て歴史伝統に学ぶ <http://kokutaigoji.com> 国體護持塾 検索

日本の未曾有の危機に政府が対応できないのは法治国家の根拠である日本国憲法に緊急非常時に対応できる規定が全く書かれていないからです。日本国憲法では日本は救えません!即刻!帝国憲法の現存確認を実施し東北・東日本を、そしてニッポンを救おう!!



【国體護持塾
ブログ】



【緊急勅令
を體して】

国體護持塾 お問い合わせはコチラ 電話 075-204-8609

〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る mail:office@kokutaigoji.com FAX:075.204.8610